

平成26年度開設分

「小規模多機能型居宅介護事業所」開設事業者募集要項

1 はじめに

本市におきましては、小規模多機能型居宅介護について在宅での生活を支える主要な介護サービスと位置付け、積極的な整備に努めているところです。今後の進行する高齢化に対して小規模多機能型居宅介護の必要性は、平成24年度から開始された複合型サービス（小規模多機能型居宅介護に訪問看護を加えた介護サービス）とともに、さらに高まるものと考えられます。

このような状況を踏まえ、さらに小規模多機能型居宅介護（複合型サービスを含む。以下同様。）を行う事業所の整備を促進し、地域における介護サービス提供基盤の整備を推進するため整備補助事業を行います。

この補助金を活用した当該事業所の整備を希望される事業者におかれましては、この要項及び関係法令等を十分にご理解の上、応募いただきますようお願いいたします。

2 整備補助事業の概要

(1) 補助対象法人

「社会福祉法人」「医療法人」「特定非営利活動法人」として、3年以上の介護保険関係事業の運営実績を有すること。

整備補助対象となる法人は、3年以上の介護保険関係事業の運営実績を有する次の3法人に限ります。

- 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する「社会福祉法人」
- 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する「医療法人」
- 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する「特定非営利活動法人」

上記いずれかの法人格とともに必要となる、3年以上の介護保険関係事業の運営実績は、本市内外を問いません。

(2) 整備補助金額

補助金額未確定（※）

※整備補助金額は、平成26年度予算編成により決定(平成26年3月議決)します。編成の過程において平成25年度整備補助単価より補助金額が低くなる場合や補助そのものがなくなることがありますのでご了承ください。

<参考>

平成25年度整備補助単価 「30,000千円」（小規模多機能型居宅介護及びサテライト型について）

※複合型サービスについては実績なし。

ただし、整備に要した費用がこの額に満たない場合には、実際に整備に要した費用を上限とします。なお、事業所の整備形態は、新築整備、既存建物の増築・改修による整備、いずれの形態でも構いません。

また、新たに事業所を開設する場合に限らず、既存の小規模多機能型居宅介護事業所がサテライト型を開設する場合についても対象となります。

*補助対象経費：工事費、工事請負費が補助の対象となります。

土地の取得に係る経費、造成費などは補助対象外となります。

(3) 事業所建物の所有形態

法人の自己所有であること。

法人が自己所有する建物を新築、改修等する事業所であることを原則とします。

ただし、改修等による事業所整備については、次の条件を満たす場合には、賃貸借物件による事業所整備も可とします。

- 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年7月11日 厚生労働省告示第384号)の規定による事業所建物の構造に基づく処分制限期間を超える期間の賃貸借契約が確保されること。

(4) 事業所用地の所有形態

法人の自己所有であること。

事業所の建設用地は、法人自己所有であることを原則とします。抵当権等の施設存続の支障となりうるような権利設定がないことが必要です。

ただし、次の各条件を満たす場合には、借地による整備も可能とします。

- ① 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年7月11日 厚生労働省告示第384号)の規定による事業所建物の構造に基づく処分制限期間を超える期間の賃貸借契約が確保されること。
- ② ①に基づく期間での「地上権」又は「賃借権」を設定し、これを登記すること。

3 募集の概要

(1) 応募資格

介護保険法に規定する欠格事由に該当していないこと。

整備補助事業の概要にある補助対象法人の要件を満たすとともに、介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に規定する事業者指定のための欠格事由に該当していないことが必要です。

なお、応募時においてこの欠格事由に該当しない場合であっても、事業者指定時において該当することがあれば、事業者指定ができませんので留意ください。

(2) 募集圏域

市内の全区域

募集圏域は限定せず、市全域で募集します。

(3) 開設時期

平成26年度内の開設厳守。

平成26年度中に事業所整備を完了し、直後の事業者指定（平成26年7月・10月、平成26年1月のいずれか）を条件とします。

(4) 事業所の規模

登録定員は25名（サテライト型については18名）であること。

整備する事業所は「登録定員：25名（サテライト型については18名）」とします。

また、小規模多機能型居宅介護事業所については、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定も受けていただきます。

4 募集期間

平成25年7月22日（月）から平成25年8月30日（金）午後5時まで

本募集要項に則り応募される法人の方は、別に用意する「小規模多機能型居宅介護事業所等整備事前協議申出書」（以下、「整備事前協議申出書」という。）を上記の募集期間内に提出してください。同日以降の受付は、一切行いません。

また、認知症対応型共同生活介護事業所及び特別養護老人ホームを併設する場合は、提出期限を平成25年7月31日（水）午後5時とします。

整備事前協議申出書を提出いただき、その後、申出に基づく「整備協議書」を「平成25年9月30日（月）」まで（認知症対応型共同生活介護事業所及び特別養護老人ホームを併設する場合は、平成25年8月30日（金）まで）に提出していただきます。

この整備協議書の様式につきましては、整備事前協議申出書を提出いただいた際にお渡します。

なお、整備事前協議申出書等の提出に際しましては、事前に当課までご連絡の上、ご持参いただきますようお願いいたします。

＝提出書類＝

○整備事前協議申出書

提出期限－平成25年8月30日（金） 午後5時まで（ただし、認知症対応型共同生活介護事業所及び特別養護老人ホームを併設する場合平成25年7月31日（水）午後5時まで）

応募に際して提出していただく「整備事前協議申出書」は、「NAGOYA かいごネット（ホームページアドレス <http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp>）」からダウンロードの上、ご利用ください。

○整備協議書

提出期限－平成25年9月30日（金） 午後5時まで（ただし、認知症対応型共同生活介護事業所及び特別養護老人ホームを併設する場合平成25年8月30日（金）午後5時まで）

整備協議書の様式は、事前に提出いただく整備事前協議申出書をご持参いただいた際にお渡します。なお、この整備協議書は、整備事前協議申出書の提出が期限までにない場合、受付をいたしませんのでご注意ください。また、整備協議書受理以降、法人都合等による計画変更は原則認められませんのでご注意ください。

【「整備協議書」の提出に関する留意事項】

- ・ 提出いただいた書類は返却しません
- ・ 提出書類は、A4判で1部提出してください。
- ・ 提出書類のうち、贈与契約書などについては、原本は保管し、当該契約書などの写しを提出してください。なお、その場合には、法人代表者による原本証明をお願いします。

【原本証明の例】

原本と相違ないことを証明します。
平成〇年〇月〇日
〇〇会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇 印

5 事業計画の策定

(1) 介護保険関係法令の遵守

介護保険法及び関係する省令等に定められた基準を満たしていることが必要です。

また、地域密着型サービスの趣旨に沿った事業計画の策定をお願いします。

なお、基準等の概要については別添資料1「小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービス含む）の事業と指定基準の概要」をご参考ください。

(2) 関係法令の遵守

前記(1)の介護保険関係法令等の遵守とともに、都市計画法、建築基準法、消防法等の関連法令を遵守した事業計画の策定をお願いします。

○新たに事業所を建設する場合

新たに事業所を建設される場合の開発の許可及び確認、また、市街化調整区域での整備計画については、事前に住宅都市局開発指導課（名古屋市役所西庁舎2階 TEL972-2770）へご相談ください。

○既存の建物を改修する場合

既存の建物を改修して事業所とする場合には、建築基準法により用途変更申請を要することが考えられますので、事前に住宅都市局建築審査課（名古屋市役所西庁舎2階 TEL972-2929）へご相談ください。

○非常災害対策等について

事業所の運営に際しては、非常災害対策を講じておくこととされていますが、これら火災等の非常災害への対策に関しましては、事前に事業所整備予定地を管轄する消防署へご相談ください。

○消防用設備等の設置について

事業所整備計画を策定する際の消防用設備等の取扱いに関しましては、上記の非常災害対策同様、事前に事業所整備予定地を管轄する消防署へご相談ください。

(3) 高齢者に配慮した事業所整備

小規模多機能型居宅介護事業所の利用者は要介護等の状態にある高齢者の方となりますので、十分に高齢者に配慮した事業所整備計画の策定に努めてください。

＝配慮すべき整備の一例＝

- ・ エレベーター： 事業所が2階建て以上の場合、エレベーター設置が望ましいです。
- ・ 便所： 介助を必要とする利用者の使用に適した構造・設備が必要です。また、複数設置で、車いす対応できることが望ましいです。
- ・ 宿泊室： ブザー、呼び鈴等の通報装置が設置されていることが望ましいです。
- ・ 台所： 火気を使用する部分の不燃対策や、保温・保冷による適時、適温食事の提供や食中毒の予防対策について十分な配慮がなされていることが必要です。

- ・洗面所 : 衛生管理の面からも複数の洗面所の設置をお願いします。
- ・浴室 : 手すり等を設置し、利用者の利便・安全に配慮したものであることが必要です。
- ・バリアフリー : 段差の解消を図るなど、利用者の移動が円滑に行われるよう配慮が必要です。

(4) 立地条件

小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流の観点から、住宅地または住宅地と同程度の地域の中にあることが必要です。

事業所整備予定地の検討には十分に留意ください。

また、土砂災害が発生するおそれがある土地での計画は協議事項とします。

(「急傾斜地崩壊危険区域」「土砂災害特別警戒区域」での開発については、愛知県知事の許可が必要)

(5) 事業用地の取得等

今回の整備補助金を活用した事業所整備は、その事業用地について法人自己所有を原則とし、一定の要件を満たす場合にのみ借地による整備も可能としております。

事業所整備を前提とした整備用地の購入、賃貸借、贈与等の正式な契約は、本市からの補助金内示後に締結してください。

(6) 地元説明

小規模多機能型居宅介護を運営する事業者は、地域住民との連携や協力体制を確保するなど地域との交流を図るとともに、運営推進会議の設置が義務付けられています。この運営推進会議には、利用者や利用者の家族を始め、地域住民の代表者の方もその構成員とすることとされています。

そこで、応募に際しましては、町内会や自治会を始め、十分に地域住民の方々、事業所予定地の近隣の方々への説明を行ってください。整備協議書の提出時には、その結果や経過について別に用意します様式の提出をお願いします。

なお、説明にあたっては、「名古屋市に応募し、事業計画が採択されない場合や平成26年度予算編成の過程において小規模多機能型居宅介護に対する補助金額が平成25年度整備補助単価より低くなった場合、同様の理由により補助そのものがなくなった場合等は事業化されないこともある。」旨の説明をするなど十分に留意してください。

(7) 他事業所との併設による事業計画

他の介護事業所等との併設による事業計画も可能です。その場合には、併設する介護事業所等に関する施設基準等を遵守していただく必要があります。

他事業所の併設の場合における整備補助金は、面積按分等により現に小規模多機能型居宅介護事業の整備に要した費用のみを整備補助対象といたします。

なお、併設する介護事業所等として認知症高齢者グループホーム、小規模特別養護老人ホームを計画される場合には、それぞれの事業者募集に応募いただく必要があります。この場合は、平成26年度予算編成の過程において、小規模多機能型居宅介護に対する補助金額が平成25年度整備補助単価より低くなったり、補助そのものがなくなっても辞退をすることはできず、事業計画どおりに小規模多機能型居宅介護事業所を開設していただくこととなります。また、併設する事業所が選定に至らなかった場合は、小規模多機能型居宅介護に対する整備補助を辞退することはできず、事業計画を変更し、小規模多機能型居宅介護事業所を整備していただく必要があります。

6 補助金整備における留意事項

(1) 整備補助金

整備補助金額は、平成26年度予算編成により決定（平成26年3月議決）されますのでご了承ください。

平成26年3月の名古屋市予算決議後に各事業者あて内示します。

(2) 整備補助金の交付要件

交付にあたっては、本市予算の議決が要件となることから、整備着手は、補助金の内示後となります。

なお、補助金の金額が変更された場合の収支計画の見直しは、寄附金や借入金などの金額を大幅に見直すことになるため、再度、事業予定者と協議を行うこととします。

(3) 補助金の交付時期

補助金の交付は、建物完成確認後となります。

(4) 資金計画について

事業実施にかかる必要な自己資金（施設建設にかかる自己資金、建設用地購入費及び事業運転資金等）が確保されており、事業運営にかかる資金収支計画に支障がないことが条件となります。

また、施設整備に必要な資金については、施設整備補助金、借入金及び寄付金等で資金計画を立てることとなりますが、協議の段階では補助金が確定していないため、便宜上、次の条件で資金計画を作成してください。

<イメージ図>

【資金計画フレーム】

施設・設備整備費			運営資金	土地代等
建築費、設計監理費	備品費	その他 (造成等)		

【資金の財源フレーム】

補助金	借入金	現有資金又は寄附金等
-----	-----	------------

① 借入金

- 施設建設費の借入金融機関先は、独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構という。）及び同機構との協調融資締結金融機関先とします。
- 福祉医療機構（福祉貸付金）についても整備補助金と同様、平成26年度以降の取扱いが不透明な状況であり、大幅に貸付基準が変更される可能性があります。変更があった場合は、変更後の内容により再度積算するものとします。

なお、借入金の変更に伴う収支計画の見直しは、寄附金の増額など大幅にその内容を見直すことになるため、再度、事業予定者と協議を行うこととします。

② 寄附金

寄附予定の資金は、協議書類提出後も確実に有している必要があるため、随時、寄付者の残高証明により確認を行います。

③ 自己資金（既設法人）

応募者が社会福祉法人の場合、介護保険移行時積立預金（積立金）については、全額自己資金として充当していただきます。

④ 運転資金

事業開始から施設の運営収入が確保されるまでの運転資金として、法人の年間事業費の12分の3以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を自己資金として確保していることが必要です。

⑤ 収支計画

収支計画については、最多負担年度の収支を見込んでください。収支や支出の見込みについては、利用者の確保や職員の採用計画など、各事業者の経営方針に基づき、計画的な見込みを立てて算定してください。

(5) 建設工事について

施工業者の選定は、名古屋市の公共事業に準じて一般競争入札による請負契約を締結していただきます。

また、今回提出する見積書は、設計業者によるものとし、建設業者の見積書は不可とします。

（社会福祉施設の整備に際し寄附をした業者は、入札に参加できず、その下請けにも入れませんのでご承知おきください。）

事業所建設にあたっては、省エネルギー及び環境に配慮した措置を講ずるよう努めることが求められています。

（「エネルギー使用の合理化に関する法律」「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」及び同条例第91条第1項に基づき定められた「建築物環境配慮指針」を参照）

具体的には、建物の断熱性の向上、リサイクル製品（間伐材、リサイクルタイル等）の使用などについて配慮するようお願いします。

その他、施設建設の工事請負を受注した施工業者に対し、地元経済の振興を図る観点から、下請けについては地元企業（市内に本店を有する企業）を活用するよう依頼してください。

(6) その他補助金整備における要件について

上記以外の補助金整備における留意事項に関しましては、整備相談の段階で説明いたします。

7 審査・選考

(1) 審査

提出いただいた書類を審査させていただくほか、必要に応じてヒアリングや現地確認を行います。

なお、提出いただいた書類に虚偽等がある場合には、応募自体を無効とさせていただきます。また、選考後において虚偽等が判明した場合にも選考を無効とさせていただきます。

(2) 選考

協議者多数により選定が必要となった場合については、整備計画の選考を行います。選考基準の概要については、別添資料2「計画に関する評価の概要」とおとりとなりますが、事業計画の内容によっては、各日常生活圏域（区）での小規模多機能型居宅介護事業所の整備状況によらず選考されない場合がありますので、ご了承ください。

なお、選考は「名古屋地域密着型サービス運営委員会」において行います。

8 スケジュールの概要

25年度	7月22日	整備事前協議申出書の受付開始
	8月30日	整備事前協議申出書の提出期限
	9月30日	整備協議書の提出期限
	10月～	書類審査・ヒアリング・現地確認等 名古屋市地域密着型サービス運営委員会
	3月	名古屋市予算決議
26年度	4月～	・整備補助金の内示後、事業所の整備に着手 ・事業所指定準備（指定申請書類作成等） ・事業者指定

9 その他留意事項

- 応募いただいた事業計画につきましては、法人の都合による事業所整備予定地、事業所開設時期等の変更は認めません。ただし、本市が必要と判断した場合は、本市からの書類の追加及び補正を求めることがあります。
- 土地等の購入、賃貸借、贈与等の正式な契約は、本市からの補助金内示後に締結してください。
- 事業所整備は、本市からの補助金内示後に着手してください。
- 原則9月30日以降の計画変更・辞退は認められませんのでご注意ください。
- 応募相談及び協議書類の提出は、運営法人の方の同席をお願いします。基本的に、代行申請は不可とします。
- 協議者が名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員等（暴力団員と密接な関係を有する者を含む）、名古屋市が行う事務及び事業からの排除対象者であることが判明した場合は、協議を無効とします。また、暴力団員等であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会することがあります。

お問い合わせ・ご相談は

募集に関するお問い合わせやご相談、また、「整備事前協議申出書」「整備協議書」の提出は、次までお願いします。
なお、ご来庁時には、必ず事前にご連絡ください。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課居宅指定係
(市役所本庁舎2階)
電話 052(972)3487
FAX 052(972)4147

介護保険法等の確認は

厚生労働省令「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を始め、関係通知等、国の示す基準等の関連資料に関しましては、「NAGOYA かいごネット」を始め、以下のホームページで確認ください。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> NAGOYA かいごネット | http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top |
| <input type="checkbox"/> 厚生労働省ホームページ | http://www.mhlw.go.jp |
| <input type="checkbox"/> 独立行政法人福祉医療機構ホームページ | http://www.wam.go.jp |

小規模多機能型居宅介護事業所(複合型サービス含む)の事業と指定基準の概要

【事業の概要】

事業の内容		要介護者(小規模多機能型居宅介護については要支援者も含む)について、その居宅において(訪問サービス)、又は事業所であるサービスの拠点に通わせ(通いサービス)、若しくは短期宿泊(宿泊サービス)させ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を行うことができるようになるもの。なお、複合型サービスについては、上記に加えて療養生活の支援及び心身の機能の維持回復を含むもの。
形態	訪問サービス	事業所従業者が登録者の居宅を訪問し、居宅において行うサービス提供
	通いサービス	登録者を事業所に通わせて行うサービス提供
	宿泊サービス	登録者を事業所に宿泊させて行うサービス提供

【指定基準の概要】

○人員基準

定員	登録定員	25名以下	介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者数との合計数(複合型サービスには介護予防なし) * 今回の募集は、定員「25名」の整備となります。			
	通いサービスの利用定員	登録定員の2分の1から15人の範囲で、事業者が定める1日当たりの利用者数の上限				
	宿泊サービスの利用定員	通いサービスの利用定員の3分の1から9人の範囲で、事業者が定める1日当たりの利用者数の上限				
人員基準	代表者	基本的には、事業運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役がこれに該当する。ただし、法人の規模等から、理事長等を代表者として扱うことに合理性を欠く場合には、地域密着型サービスの事業部門の責任者を代表者として差し支えない。				
		要件	「特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者」又は「保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者」であることが必要であること。なお、一律の経験年数の制約は設けない。			
	管理者	職務	専ら事業所の管理業務に従事する常勤の管理者を配置。			
		兼務	利用者の処遇に支障がなく、次に該当する場合には、他の職務を兼ねることができる。 ・当該事業所の従業者としての職務に従事する場合 ・当該事業所に併設する施設等の職務に従事する場合			
		要件	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験の有する者であること。			
	介護支援専門員	職務	基本的に以下の業務に従事する介護支援専門員を配置。(非常勤可) ① 登録者の小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成 ② 代理受領の前提となる小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)の利用に関する市町村への届出の代行 ③ 小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)の具体的なサービス内容を記載した「小規模多機能型居宅介護計画(複合型サービス計画)」の作成			
		兼務	利用者の処遇に支障がない場合には、当該事業所の他の業務に従事することが可能であり、管理者の兼務も可。また、当該事業所に併設する他の施設等の職務に従事することも可。			
	従業者	日中	通いサービス	常勤換算	通いサービス利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上	[小規模多機能の場合] ○1人以上は「常勤」であること。 ○1人以上は「看護師」又は「准看護師」であること。 [複合型サービスの場合] ○1人以上は「常勤の保健師又は看護師」であること。 ○常勤換算方法で2.5人以上は「保健師」「看護師」又は「准看護師」であること。(指定訪問看護事業所の指定を併せて受け一体的に運営されている場合はそれをもって満たすこととなる。)
			訪問サービス		1以上 (複合型サービスは2以上)	
		夜間及び深夜	宿泊・訪問サービス(夜勤)	1以上	宿泊利用者がいない場合は、夜間及び深夜の時間帯における連絡体制が整っていれば、夜勤及び宿直の配置は不要。	
宿直			1以上			

	資格	介護福祉士や訪問介護員の資格は必ずしも必要としない。ただし、介護等に関する知識、経験を有するものであることが原則。
	夜間・深夜の従業員配置	宿泊サービスの利用者が1人であっても、訪問サービスへの対応から、夜勤1人及び宿直1人の計2名の配置が最低必要となること。また、宿泊サービスの利用者がいない場合であって、訪問サービスを提供するために必要な連絡体制が確保されている時は、宿直及び夜勤を行なう従業員を置かないことができる。

○サテライト事業所

事業所要件		<ul style="list-style-type: none"> ・本体事業所が小規模多機能型居宅介護事業所又は複合型サービス事業所であり、次のいずれかに該当するものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ①事業開始以降1年以上の実績を有すること。 ②登録者数が登録定員の70/100を超えたことがあること。 ・サテライト型事業所と本体事業所との距離については、自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内の近距離であること。 ・一の本体事業所に係るサテライト事業所の数は2か所までとすること。 				
定員	登録定員	18名以下	介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者数との合計数 * 今回の募集は、定員「18名」の整備となります。			
	通いサービスの利用定員	登録定員の2分の1から12人の範囲で、事業者が定める1日当たりの利用者数の上限				
	宿泊サービスの利用定員	通いサービスの利用定員の3分の1から6人の範囲で、事業者が定める1日当たりの利用者数の上限				
人員基準	管理者	管理上支障がない場合は、本体事業所の管理者をもって充てる事が可能。				
	介護支援専門員	本体事業所の介護支援専門員により居宅サービス計画の作成が適切に行われる場合は、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する厚生労働大臣が定める研修修了者の配置が可能				
	従業者	日中	通いサービス	常勤換算	通いサービス利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上	○1人以上は「常勤」であること。
			訪問サービス	1以上 ※本体事業所の職員により処遇が適切に行われると認められる場合に限る		
		夜間及び深夜	宿泊・訪問サービス(夜勤)	1以上	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 宿泊利用者がいない場合は、夜間及び深夜の時間帯における連絡体制が整っていれば、夜勤及び宿直の配置は不要。 </div>	○「看護師」又は「准看護師」 本体事業所の看護師又は准看護師により処遇が適切に行われると認められる場合は配置不要。
宿直	本体事業所の宿直職員が当該サテライト型事業所の登録者からの訪問サービスの要請に適切に対応できる場合は配置不要。					
資格	介護福祉士や訪問介護員の資格は必ずしも必要としない。ただし、介護等に関する知識、経験を有するものであることが原則。					
<p>○訪問サービス 本体事業所とサテライト型事業所における訪問サービスは一体的に提供可能であり、本体事業所の従業者がサテライト事業所の登録者に対し、サテライト事業所の従業者が本体事業所の登録者に対し、それぞれ訪問サービスを提供できる。</p> <p>○宿泊サービス サテライト型事業所の登録者の処遇に支障がない場合は、本体事業所において宿泊サービスを提供することができることとされているが、本体事業所においてサテライト事業所の登録者を宿泊させる際は、当該本体事業所との行事等の共同実施や、本体事業所の小規模多機能型居宅介護従業者による訪問サービスの提供により、当該本体事業所の従業者とのなじみの関係の構築を行うよう努めること。 本体事業所の登録者がサテライト事業所の宿泊サービスを受ける事は不可。</p>						

○設備・運営に関する基準

消防設備その他の非常災害に際して必要な設備として、消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置すること。
--

設備基準	居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、その他のサービスの提供に必要な設備及び備品を備えること。	
	居間及び食堂	居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
		居間及び食堂は同一の場所とすることも可能であるが、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望ましく、その広さも利用者及び従業者が一堂に会するのに十分な広さの確保が必要。
	宿泊室	定員
広さ		宿泊室の床面積は「7.43平方メートル以上」であること。
個室以外の宿泊室		<p>個室(定員1人で、その床面積が7.43メートル以上の宿泊室)以外の宿泊室を設ける場合は、次の要件をいずれも満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個室以外の宿泊室の面積が「概ね7.43平方メートル×(宿泊サービスの利用定員－個室の定員数)」以上であること。 パーティションや家具などで利用者同士の視線が遮断され、プライバシーが確保されていること。 <p>* 居間はプライバシーが確保されたものであれば、個室以外の宿泊室の面積に含めて差し支えない。</p>
運営基準	小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)計画の作成	小規模多機能型居宅介護計画(複合型サービス計画)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならない。サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、介護支援専門員は計画の作成に当たってはその内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。 当該作成した計画の実施に当たっては、いたずらにこれを利用者に強制することのないように留意しなければならない。
	居宅サービス計画の作成	登録者にかかる居宅サービス計画は、事業所に配置されている介護支援専門員が作成することとなる。よって、利用開始時に当該事業所の介護支援専門員に変更することとなる。 また、当該事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が通常行なう業務を行なうこととなる。居宅サービス計画に計画された法定代理受領に該当するサービスに係る情報を、給付管理票として毎月国民健康保険団体連合会に提出する必要がある。
	非常災害対策	運営基準上、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならない。
	地域との交流	地域に開かれた事業として行なわれるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行なう等の地域との交流に努める必要があるもの。
	運営推進会議	事業者が、利用者、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業者自らが設置しなければならない。 事業者は、設置した運営推進会議に対して、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く。

【小規模多機能型居宅介護事業所の営業日等】

営業日	365日利用者の居宅生活を支援するものであり、休業日を設けることは想定していない。そのため、営業日は「365日」であること。	
営業時間	訪問サービス	利用者からの随時の要請に対応するものであることから「24時間」であること。
	通いサービス 宿泊サービス	それぞれの営業時間を設定すること。

【介護報酬等】

報酬算定の基本	小規模多機能型居宅介護事業所(複合型サービス事業所)の登録者について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につき、それぞれ所定単位数を算定する。
他のサービスとの算定関係	<p>小規模多機能型居宅介護を受けている者には、以下のサービスを除く居宅サービス並びに地域密着型サービスに係る費用の額は算定できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・福祉用具貸与 <p>また、複合型サービスを受けている者については、以下のサービスを除く居宅サービス並びに地域密着型サービスに係る費用の額は算定できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・福祉用具貸与

地域密着型サービス種類別改定内容

小規模多機能型居宅介護

第1 介護報酬関係

1 厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成12年厚生労働省告示第22号)

1単位 = 10,666円 ⇐ 10円 × (10666 / 1000)

2 介護給付費単位数

基本部分			
イ	要支援1	4,469単位	
	要支援2	7,995単位	
	要介護1	11,430単位	
	要介護2	16,325単位	
	要介護3	23,286単位	
ロ	要介護4	25,597単位	
	要介護5	28,120単位	
ハ	初期加算	1日につき	30単位
ニ	(1)認知症加算	1月につき	800単位
	(2)認知症加算(II)	1月につき	500単位
ホ	(1)看護職員配置加算	1月につき	900単位
	(2)看護職員配置加算(II)	1月につき	700単位
ヘ	(1)事業開始時支援加算	1月につき	500単位
	(1)サービス提供体制強化加算(I)	1月につき	500単位
	(2)サービス提供体制強化加算(II)	1月につき	350単位
ト	(3)サービス提供体制強化加算(III)	1月につき	350単位
	(1)介護職員処遇改善加算(I)	1月につき	+所定単位 × 42 / 1000
	(2)介護職員処遇改善加算(II)	1月につき	+所定単位 × 42 / 1000 × 90 / 100
	(3)介護職員処遇改善加算(III)	1月につき	+所定単位 × 42 / 1000 × 80 / 100

注	注	注
登録者が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合	事業所と同一の建物に居住する登録定員の80%以上の者にサービスを行う場合
×70/100	×70/100	×90/100
		×70/100

認知症加算・看護職員配置加算について、介護予防での加算設定なし

※事業開始時支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計
 ※介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

地域密着型サービス種類別改定内容

複合型サービス

第1 介護報酬関係

1 厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成12年厚生労働省告示第22号)

1 単位=10.66円

⇐ 10円×(1066/1000)

2 介護給付費単位数

基本部分		注	注
イ 複合型サービス費 (1月につき)	要介護1	13, 255単位	×70/100
	要介護2	18, 150単位	
	要介護3	25, 111単位	
	要介護4	28, 347単位	
	要介護5	31, 934単位	
ロ 初期加算	1日につき	30単位	
ハ 認知症加算	(1)認知症加算(Ⅰ)	1月につき	800単位
	(2)認知症加算(Ⅱ)	1月につき	500単位
ニ 退院時共同指導加算	1回につき	600単位	
ホ 事業開始時支援加算	1月につき	500単位	
ヘ 緊急時訪問看護加算	1月につき	540単位	
ト 特別管理加算	(1)特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500単位
	(2)特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250単位
チ ターミナルケア加算		2,000単位	
リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1月につき	500単位
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1月につき	350単位
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1月につき	350単位
ス 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	+所定単位×42/1000
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	+所定単位×42/1000×90/100
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき	+所定単位×42/1000×80/100

注	注	注
登録者数が登録定員を超える場合	又 は	注
×70/100	従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算
×70/100	×70/100	×70/100

※事業開始時支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※所定単位数は、イからリまでに算定した単位数の合計
 ※介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

計画に関する評価の概要

① 日常生活圏域における評価

評価項目
小規模多機能型居宅介護事業の整備の進んでいない日常生活圏域(区の区域)における整備計画であること。

② 申請法人に対する評価

評価項目
法人代表者及び役員について介護保険事業者指定基準に適合する者であること。
既に運営している介護保険事業において、人員欠如等の基準違反をしていないこと。
介護保険事業の運営に係る関係行政庁の監査及び指導の状況から、本事業の運営法人として問題がないと認められること。
経営状況が良好と認められ、本事業の設置及び運営に問題がないと認められること。

③ 事業計画に対する評価

評価項目
本事業の運営に関する方針に具体性があり、地域密着型サービスの趣旨を十分に踏まえたものであること。
利用者からの苦情等への対応、行政機関との連携・調整方法など具体的な手法の提案があること。
資金収支計画において、本事業が適正に運営されると認められること。
事業所計画用地が、住宅地またはこれと同程度の地域にあると認められること。
事業所計画用地が、環境、防災、交通の利便性が適当と認められること。
事業所が、指定基準上の各設備基準を満たすほか、利用者に十分に配慮され、安全で快適な日常生活を営めるよう配慮されていること。
職員の確保についてより具体的な対応が認められること。
事業計画用地の確保により具体性が認められること。

④ 地域との連携等に関する評価

評価項目
地域住民を始め町内会等への説明が行われており、整備計画が支障なく達成できる状況にあると認められること。
事業所開設後、家族を始め、地域住民、諸団体との交流が図れる見込みにあること。

⑤ 今後の介護事業への参入意欲の評価

評価項目
今後、地域密着型サービスへの参入意欲があり、本市の地域密着型サービス事業への協力が見込まれる。

⑥ 運営法人としての総合的な評価

評価項目
提出された計画に基づく運営法人としての総合的な評価

小規模多機能型居宅介護事業所の開設状況(平成25年6月1日現在)

	要介護者等状況(H25.5末)				事業所関係 (H25年4月1日現在)		小規模多機能 整備率	未整備率 順位
	要介護 ①	要支援1 ②	要支援2 ③	計 ④ ①+②+③	か所	定員 ⑤		
千種	4,446	867	1,220	6,533	5	124	1.90%	10
東	1,962	421	529	2,912	2	50	1.72%	8
北	5,275	936	1,258	7,469	5	118	1.58%	7
西	3,782	827	981	5,590	5	113	2.02%	11
中村	4,714	896	1,380	6,990	5	125	1.79%	9
中	1,850	412	524	2,786	4	100	3.59%	15
昭和	3,327	671	776	4,774	7	146	3.06%	13
瑞穂	3,264	810	877	4,951	3	67	1.35%	5
熱田	1,978	383	524	2,885	1	25	0.87%	3
中川	5,755	797	1,650	8,202	5	123	1.50%	6
港	4,676	670	974	6,320	2	50	0.79%	2
南	5,047	915	1,412	7,374	3	68	0.92%	4
守山	4,737	535	1,021	6,293	2	48	0.76%	1
緑	5,155	909	1,312	7,376	7	173	2.35%	12
名東	3,520	731	1,074	5,325	7	173	3.25%	14
天白	3,681	797	927	5,405	11	268	4.96%	16
計	63,169	11,577	16,439	91,185	74	1,771	1.94%	

*ただし、複合型サービス事業所(千種区:2ヶ所・定員50名、緑区1ヶ所・定員25名)を含む